

## 「令和元年度『住めば、北区東京。』プレミアム付商品券」取扱店における

### 暴力団排除に関する誓約事項

私（当社）は、令和元年度「住めば、北区東京。」プレミアム付商品券取扱店の登録申請に際し、次に掲げる事項について誓約します。

- ①私（当社）は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号）及び暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）ではありません。
- ②役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者や理事等、その他経営に実質的に関与している者）若しくは使用人は、暴力団員等ではありません。また、暴力団が経営に実質的に関与している個人又は法人若しくはその他の団体（以下「法人等」という。）ではありません。
- ③私（当社）は、役員等若しくは使用人がいかなる名義をもってするかを問わず、現在又は将来にわたり、暴力団員等に対して金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与することはありません。また、暴力団の維持若しくは運営に協力することはありません。
- ④役員等若しくは使用人は、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団等を利用するなどしている個人又は法人等ではありません。
- ⑤役員等若しくは使用人は、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有している個人又は法人等ではありません。
- ⑥私（当社）、役員等若しくは使用人は、下請契約、業務の再委任契約、資材等の購入契約の相手業者の経営又は運営に暴力団等が実質的に関与していることを知りながら、契約を締結し、利用することはありません。また、これら業者が上記①から⑤に該当すると判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は、契約解除のための措置をとります。

この誓約に関して、私が虚偽の申告をしたことが判明した場合には、直ちに取扱店の登録を取り消されることに異存ありません。また、それにより生じる損害については、北区へ一切の請求は行いません。以上について、表明、誓約いたします。